

教職員の「働き方改革」についての緊急要求書

文部科学省が自ら認めていますように、教職員の「長時間・過密労働」の解消は、待ったなしの状態です。次のことを要求します。

(1) いわゆる「出退勤管理システム」導入について

- 導入の目的は、教職員の勤務管理強化ではなく、
1. 教職員の勤務時間を適正に把握するため。
 2. 「自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにする」ため。
 3. 健康で働き続けることができる勤務条件を整備するため。以上の3点を確認すること。

各学校での運用にあたって

1. 教職員の勤務管理強化につながらないこと。
 2. 退勤時のパネルタッチ後は、勤務が無いようにすること。
 3. 現在行っている「勤務管理簿」(試行)にあるように、休憩時間が記入できるように工夫すること。
 4. 「出退勤管理システム」に関するすべての事務は、管理職が行うこと。
 5. 問題点が起こった時は、適正に解決できるよう管理職を指導すること。
- 集約した時間外労働時間を公表すること。
問題が発生したときは、今後とも泉北教組と教育委員会で協議し解決すること。

(2) 各学期の始業式、終業式を変更しないこと。

(3) 教育委員会が作成した「高石市立学校における『教職員の働き方・仕事の進め方改革』の方向性について」にも記載されているように、「労働安全委員会等で検証を行い、教職員の命と健康を守るために、労働安全衛生法(及び同施行令)にもとづく「労働安全衛生委員会」について、今年度中の早急に取り組みの具体化を進めること。

高石市

「働き方改革」で交渉 出退勤システムの導入は、勤務時間の適正把握と 生活の質の向上、健康保持が目的

高石市立の小中学校で、「出退勤管理システム」が導入されるにあたり、泉北教組では、「教職員の『働き方改革』」についての緊急要求書を高石市教育委員会に提出し、9月24日に交渉を行いました。
主な内容は以下の通りです。

(1) 「出退勤管理システム」導入について

導入の目的は、教職員の勤務管理強化ではなく、勤務時間適正把握、生活の質の向上、健康で働き続けるための条件整備、であることを確認しました。

各学校での運用にあたっては、

1. 教職員の勤務管理強化につながらないこと。
2. 退勤時のパネルタッチ後は、勤務が無いようにすること。

しかし、3の「休憩時間が記入できるように工夫すること」については、導入するソフトに組み込まれておらず、休憩時間の把握は「システム」ではできません。泉北教組は、「休憩時間がほとんどとれない学校現場の正しい時間把握にならない」と指摘。

市教委は、「要望は、『システム』開発業者にあげます。」と回答しました。

4の出退勤管理システムに関する修正の事務は管理職が行うこと、5の問題点が起こった時は、適正に解決できるよう管理職を指導すること、を確認しました。

集約した時間外労働時間を公表については、小・中学校の超勤平均時間や、45時間、80時間の超勤者数などを公表する、と回答。また、今後とも泉北教組と教育委員会で協議し解決することについても確認しました。

(2) 各学期の始業式、終業式の変更について

「現時点では、検討もしていない。」と回答しています。

(3) 労働安全衛生委員会の設置、開催について

引き続き、泉北教組と協議していく。」との回答に留まりました。

システムは来年4月から本格実施の予定

市教委は、「今後は、使用マニュアルの作成、各学校ことでの説明会を実施し、「出退勤システム」試行に向け、学

2019「先生のがっこう」第3回講座

11月9日(土) 午後2時～ 和泉市コミセン

山口 紗子 先生 (NPO法人おおさか教育相談研究所相談員等)

どの子も自分の力で立ち上がります

～不登校・登校拒否からの回復と成長～



校現場が混乱しないように市教委として努力する。「試行」期間は、現在行っている『紙ベース』の出勤簿等を併用する。来年4月から本格実施を行う予定である。」